

令和4年度第5回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和4年8月5日（金）

午前9時30分から

岡崎市役所 分館3F 大会議室

2 会議に付した議案

議案

議案第32号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第33号 農地の転用の許可の申請について

議案第34号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第35号 非農地交付申請について

議案第36号 農地の権利取得時における別段の面積の設定について

報告

報告第22号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第23号 農地の改良のための届出の受理について

報告第24号 現況証明願について

報告第25号 農地の転用のための届出の受理について

報告第26号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、4番 酒井 功二

5番 柴田 若江、6番 神谷 六雄、7番 酒井 誠一、8番 鈴木 要

9番 近藤 健次、10番 成田 恭淑、11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久

14番 内藤 六市、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄

18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司

24番 浅岡 治徳、25番 太田 政俊、27番 柴田 享、28番 高木 政昭、

29番 中野 永太郎、30番 八田 導英、31番 市川 眞人、33番 新實 文夫

34番 早川 勝英、35番 阿部田 光春、36番 三浦 弘正、38番 山内 隆一

4 欠席委員

(農業委員)

13番 加藤 健一

(農地利用最適化推進委員)

26 番 川澄 秀世、32 番 加藤 春雄、37 番 舩 憲明

5 出席事務局職員等

農業委員会事務局 事務局次長 牧野 徳之、総務係係長 遠藤 研吾
主事 栗生 大樹、事務員 蜂須賀 通世

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は、13 番の加藤 健一委員、26 番の川澄 秀世委員、32 番の加藤 春雄委員、37 番の舩 憲明委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者 2 名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員： (異議なし)

会長：それでは 10 番の成田 恭淑委員と 11 番の保田 眞吉委員にお願いいたします。それでは議事に従いまして、議案第 32 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 5 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

神谷 委員：申請番号 21 番 調査年月日は令和 4 年 7 月 27 日。申請当事者の氏名については別紙申請書記載のとおりです。譲受人は、所有する畑の隣接地である申請地を譲り受けて、農業経営の拡大を図りたいとのことです。譲渡人も、高齢ながら今まで草刈りは行っていましたが、現在は何も栽培しておりません。その中で、譲受人からの申出があり、譲渡するものです。譲受人の経営につきましては、水稻や野菜等を栽培し、販売している農家であり、譲受人夫婦とその子どもが経営をしております。今回調査を行い、調査項目に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可いたします。

杉浦 委員：申請番号 22、23、24、25 番 調査年月日は令和 4 年 7 月 28 日。申請番号 22 番については、昭和 53 年から譲受人が取得し耕作をしておりましたが、許可を受けていなかったため是正したいとのことです。申請番号 23 番については、譲受人が耕作地の隣地を取得し、農業経営を拡大するための申請になります。申請番号 24、25 番につ

いては、昭和 54 年から譲受人が賃貸借をして耕作を行ってきましたが、許可を受けていなかったため、是正したいとのことです。本人等への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地や貸農地がないことを確認しました。譲受人の耕作機械の保有状況、今までの耕作状況からみて、効率的に耕作を行っていくと認められます。その他、調査項目に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（功） 委員：申請番号 22、24、25 番についてお聞きしたいのですが、これは口約束で今まで耕作を行ってきたため、今回は是正し、正式に所有権移転なり賃貸借をつけるということでよろしいでしょうか。

事務局：おっしゃる通りです。申請番号 22 番については、口約束で売買を行い、申請番号 24、25 番については、口約束で賃貸借を行ったため、今回は是正をし、正式に許可を受けて耕作を続けていきたいとのことです。

会長：ありがとうございました。そのほか御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。次に議案第 33 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 2 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

木俣 委員：申請番号 7 番 調査年月日は令和 4 年 7 月 27 日。本案件につきまして、申請地の隣に申請者の実家が建っておりますが、現在は誰も住んでおらず、害獣が住み着くような荒れた状態となっており、近隣の方も迷惑しておられます。今回その場所に長屋住宅を建築するにあたり、十分な駐車場を確保できないため、隣の申請地を駐車場として転用し、一体的に利用したいとのことです。事前に工事に着手されているため、令和

4年7月2日付で始末書が添付されております。調査項目に問題となることはありませんでしたが、懸念点としては、周辺の道路が狭く、子どもの通学路でもあるため、車の出入りには十分に注意をしていただきます。調査員総合意見としては可といたします。

大竹 委員：申請番号8番 調査年月日は令和4年7月30日。申請当事者の氏名は別紙申請書記載のとおりです。申請人は現在、妻と子どもの3人で賃貸住宅に暮らしていますが、子どもの成長に伴い、家財道具も増え、手狭になってきたため、申請地に自己用住宅を建築したいということです。申請地の状況は畑で、農地区分は第2種農地、最寄りの集落端からの距離は50m以内となっており、貸借もございません。地域農業への影響は無く、被害防除措置、用排水等も適であります。その他、問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。次に議案第34号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って6件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

木俣 委員：申請番号41番 調査年月日は令和4年7月28日。申請人は現在、借家で生活をしていますが、家財が増え、手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいとのことです。調査項目に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号42番 調査年月日は令和4年8月1日。申請人は現在、夫と子どもの3人で賃貸住宅に暮らしていますが、家財道具が増え、手狭になってきたため、父の所有する申請地に分家住宅を建築したいとのことです。申請地の状況は田で、現在稲が植えてあり、作業委託をして作付けを行っております。近隣の方にも聞き取りを行い、

問題はないとのことです。地域農業への影響も無く、用排水等も適であります。その他、問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

羽根田 委員：申請番号 43 番 調査年月日は令和 4 年 7 月 26 日。この案件は、4 月の総会での農用地利用計画変更の承認案件でございます。申請人は現在、実家で両親と兄夫婦と一緒に暮らしていますが、結婚を機に分家住宅を建築したいとのことです。周りの土地も両親所有の土地で建物も建っていますので、特に問題はないと判断しました。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新實 委員：申請番号 44 番 調査年月日は令和 4 年 7 月 25 日。転用の必要性は適。申請地の状況は畑で、農地区分は第 2 種農地、最寄りの集落端からの距離は 50m 以内となっており、貸借ありません。地域農業への影響も問題ありません。生活排水は、北側の道路の本管に接続し、雨水は北側の道路の側溝に流すということです。申請人は現在、賃貸住宅で暮らしていますが、子どもの成長に伴い、手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいとのことです。本家との距離も 100m と近いです。その他、問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

早川 委員：申請番号 45 番 調査年月日は令和 4 年 7 月 28 日。本案件については、デイサービスを営む施設の方からの申請になります。業務拡大のため、介護需要のある申請地に介護施設を建築したいとのことです。調査項目に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

三浦 委員：申請番号 46 番 調査年月日は令和 4 年 7 月 25 日。本案件につきまして、申請人は平成 3 年に申請地の隣に農業用倉庫を建築した際、自家用車 2 台と軽トラック 1 台の駐車スペースを確保するため、申請地を駐車場として使用してきました。この度、今まで一体利用していた法定外の道路の払い下げに伴い、申請地が農地であると発覚したため、是正したいとのことです。地目は畑となっていますが、現状は造成されております。現地確認により、地域農業への影響や被害防除措置等に問題はないと判断しました。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。次に議案第 35 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：（非農地交付申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

近藤（靖） 委員：申請番号 5 番 調査年月日は令和 4 年 7 月 25 日。意図的に荒廃させた痕跡はありません。周りも山林化しており、農地に復元するのは不可能だと判断したため、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し通知するものといたします。次に議案第 36 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地の権利取得時における別段の面積の設定について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（功） 委員：本議案が可決された場合に、内容はどのような形で明記され、周知されるのかについて教えてください。

事務局：令和 2 年 8 月 1 日に制度の運用を開始した際、要綱が作成され、今回は要綱改正という形で内容が明記されております。また、市民の方への周知につきましては、ホームページや市政だより、農業委員会だよりを通じて、幅広く行っていきたいと考えております。

浅岡 委員：空き家に付随した農地を取得するとありますが、その農地の地主は空き家の所有者と同一でなければいけないのか、あるいは、複数の地主がいて、その農地を全部足

して1アールになればいいのかについて教えてください。

事務局：原則、空き家の所有者と農地の所有者は同一でなければならないですが、民法上の親族に限り、所有者が別であったとしても制度は適用できます。

会長：ありがとうございました。そのほか御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、設定するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	3件
農地の改良のための届出の受理について	1件
現況証明願について	1件
農地の転用のための届出の受理について	4件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	22件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前10時8分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（10番）

岡崎市農業委員会委員（11番）